

4月から役場は土曜日は休み

みなさんも既にご存じのよう国や県の行政機関は、毎週土曜日が休みになっています。そこで、町も国や県の行政機関と歩調をとり、平成5年4月3日の土曜日から毎週土曜日を休みとさせていただきます。ただし、町民会館（月曜日休館）と東陽病院は、今までどおり業務を行います。

休日の行政サービス

お、取扱内容は次のとおりです。
また、平日の昼休みも業務を行っていますので、ご利用ください。

休みの時の各種証明書の発行はできませんが、次のことについては、当直が受けを行います。

戸籍に関する届け出

各種証明書の発行
各種届出の受付け

埋火葬許可証の発行

各種証明書の発行
税金の納付

災害発生等の緊急連絡の受け

各種証明書の発行
税金の納付

無線の放送については、消防署が対応します。

各種証明書の発行
税金の納付

緊急時の連絡や防災行政

各種証明書の発行
税金の納付

出生届・死亡届・婚姻届などの受付け

各種証明書の発行
税金の納付

災害発生等の緊急連絡の受け

各種証明書の発行
税金の納付

新しい行政サービス

住民福祉課と税務課の窓口業務は、毎週金曜日だけ午後7時まで行います。な



金曜日の業務を延長する窓口業務

3月14日(日)は千葉県知事選挙の投票日(予定)です

任期満了に伴う千葉県知事選挙は、2月22日告示、3月14日投票の予定になりました。

これに伴い、町でも次のように投・開票の予定をしていますので、みなさんの声を県政に反映させるためにも、是非投票しましょう。

投票

時間 午前7時～午後6時

投票できる人 昭和48年3月15日までに生まれた日本国民のうち

- ①従来から引き続き当町に住民登録をしてある人
- ②平成4年11月21日迄に当町に転入し住民登録をした人。

*11月22日以後の転入者は、光町では投票できません。

県内からの転入者で、前住所地に名簿登録のある方は、住民福祉課窓口で発行する証明書を持参すれば、前住所地で投票できます。

不在者投票

3月14日の投票日に、仕事・旅行・出産予定等やむを得ない用務で投票所に行けない方は、前もって不在者投票ができますのでご利用ください。

期間 2月22日～3月13日 午前8時30分～午後5時
(土・日曜日も受付ます)

場所 役場1階会議室

持参するもの

印かん(入場券が届いている場合は持参してください)
※病院等に入院中の方は、そこが不在者投票のできる施設であれば、その場所で投票ができますので、病院等にお尋ねください。

郵便投票

身体に重度の障害があり、身体障害者手帳をお持ちの方で、一定要件に該当する方は、自宅で郵便により投票する制度があります。手続きに期間がかかりますので、郵便投票証明書をお持ちでない方はお早めにお申し出ください。

開票

日時 3月14日 午後7時

場所 役場2階会議室



成人祝賀会で、選挙の啓発をする飯島選挙管理委員会委員長